

農地の賃借料情報(令和3年受付分)

農地法第52条の規定に基づき情報提供する、令和3年1月から令和3年12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された賃借権の賃借料水準は次のとおりです。

■賃借料情報はあくまでも参考ですので、実際の賃借料は、土地条件等に応じて貸し手、借り手の両者でよく協議したうえでご決定ください。

単位:円(10aあたり年額)

地域名		田	畑	樹園地	ハウス
大分・鶴崎	データ数	9	27	0	14
	平均額	6,000	10,100	0	49,000
	最高額	6,400	12,800	0	105,800
	最低額	5,200	7,600	0	30,000
植 田	データ数	97	18	0	0
	平均額	6,800	6,100	0	0
	最高額	12,000	7,000	0	0
	最低額	3,400	3,300	0	0
野津原	データ数	34	16	0	0
	平均額	10,100	7,600	0	0
	最高額	14,000	12,000	0	0
	最低額	3,200	3,000	0	0
大 南	データ数	33	37	0	17
	平均額	8,700	8,500	0	24,900
	最高額	12,000	15,000	0	30,000
	最低額	2,800	4,200	0	12,000
大在・坂ノ市・佐賀関	データ数	20	0	2	2
	平均額	11,400	0	13,400	70,000
	最高額	17,500	0	13,400	70,000
	最低額	4,400	0	13,400	70,000
(参考)大分市平均		9,600	8,400	13,400	37,900

注1 データ数は、集計に用いた筆数である。

注2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60キログラム当たり12,000円に換算している。

注3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

注4 特別な事情の下で取引されたものと推測できるデータ(分類された区分ごとの全賃借料データの平均値×±70パーセント)を超えるものを除外している。

注5 使用貸借については除外している。

注6 「(参考)大分市平均」の平均額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値である。

注7 10アール=1,000平方メートル(約1反)